

## 「第8回空港運営のあり方に関する検討会」議事概要

日時 平成23年7月26日(火)

場所 中央合同庁舎3号館11階特別会議室

○座長提出の報告書案についての討議(各委員の主なご発言)

(空港経営改革の考え方)

- ・空港の公共性や公益性を踏まえた内容であり評価できる。
- ・空港経営改革全体の方針と個別事情を踏まえつつ各空港の経営改革を実施するという2つの観点がバランスよくまとめられている。
- ・民間資本を呼び込む観点からも、国の航空政策の安定性が極めて重要であり、国として「空港経営改革の実行方針」をしっかりと示していくべき。
- ・空港整備事業の財源には、一般会計の繰入金も充当されていることに言及してはどうか。

(マーケット・サウンディングについて)

- ・国管理空港と地方管理空港の運営を一括で民間に委託するという提案も想定される。
- ・マーケット・サウンディングの際には、対象を絞らず広く意見を募る方が望ましいが、運営委託を実施する際には、具体性のある提案を募るために、ある程度対象を絞るべき。

(経営一体化と運営委託の推進体制の整備について)

- ・航空系事業と非航空系事業の経営一体化が、地域にメリットをもたらすという観点が重要。
- ・航空系事業と非航空系事業が分離していることによる問題点をもう少し書いた方がよい。
- ・空港関連企業との交渉や中長期的なモニタリング支援等を担う専門組織は、全国の国管理空港を対象として一元的に経営改革の推進を図る組織とするべき。

(民間への運営委託等の実行について)

- ・コンセッション方式を主たる手法として想定しつつも、個別の事情にあわせて、会社化等も含めたその他の民営化手法も選択できる内容であり、評価できる。
- ・主たる手法としてコンセッション方式を想定するメリットを明示してはどうか。
- ・空港の運営主体を変更する際にも、空港の公共性や公益性の観点から、継続的運営が図られるようにするべき。
- ・空港の安全保障上の機能も考慮して、外資の資本参加については、慎重に検討するべき。
- ・運営主体の選定に際し、国が適切な者を選択し、不適切な者を排除できるようにするためにも、コンセッション方式を基本とするべき。

(その他の意見)

- ・今後具体のプロセスを進めるにあたり、海外の先行事例の研究と改正PFI法を空港運営に適用するための法制度の整備が必要になる。
- ・八尾空港は、他の空港と事情が異なり、空港としての存在意義も含めて検討してはどうか。